

令和5年度事業報告
(令和5年7月1日～令和6年6月30日)

I 概況

一般社団法人日本資金決済業協会（以下「協会」という。）は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第87条の規定に基づき内閣総理大臣の認定を受けた認定資金決済事業者協会であり、前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業の適切な実施を確保し、並びにこれらの健全な発展及び利用者の利益の保護に資するという目的を達成するため、自主規制規則の制定・改正及び周知をはじめ、資金決済法等に関する照会・相談・指導、会員調査、苦情及び紛争への対応、資金決済法の法令等に関する普及・啓発、資金決済業に関する調査研究、資金決済法の法令・事務ガイドライン及び関係法令等の改正に関する当局との折衝・意見書の提出等、様々な事業活動を行っている。

令和4年6月、高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとするときは一定の事項を記載した業務実施計画の届出が求められるとともに、業務実施計画を届け出た発行者は犯罪収益転防止法上の特定事業者に追加され、取引時確認義務等が適用される改正資金決済法等が成立した。5年5月、金融庁において改正資金決済法等に係る政府令・告示・事務ガイドラインが整備され、改正資金決済法等が同年6月に施行されたことを踏まえ、11月、電子移転可能型前払式支払手段に係る3類型の定義、高額電子移転可能型前払式支払手段の金額基準、番号通知型等に対する不適切利用防止措置等の内容等を新たに記載した「前払式支払手段の発行のしおり」の改訂版（第8版）の発行及び「資金決済に関する法律Q&A（前払式支払手段編）」の改訂版（第4版）を作成し会員専用ページに掲載した。

金融庁から、資金移動業者等の金融機関に対しマネー・ローンダリング・テロ資金供与対策に関するガイドラインで対応を求めている事項への対応を6年3月末までに完了させ、態勢整備をすること及び対応計画を策定し着実な実行を図ることが要請されていることを踏まえ、協会において、金融庁やコンサルティングファーム等と連携し、①マネロン勉強会での詳細な説明内容等を対応ポイント及び留意事項としてとりまとめたコンメンタールの作成・提供、②マネロン規程等（参考例）の作成・提供、③会員（理事会社）によるマネロン対策の取組事例の紹介及びマネロン規程の整備に係る質問等を受ける会合の開催など、会員のマネロン等対応に係る態勢整備を支援する取組を行った。

前払式支払手段は、便利で身近な決済手段として国民生活に広く浸透してきており、4年度の発行額は29兆4,665億円と前年度比5.1%の増加となっている。

また、資金移動業への参入は令和6年6月末現在82社が登録され、資金移動業者の総取扱金額は、4年度7兆5,756億円と前年度比38.5%増と引き続き高い成長を遂げている。

6年6月30日現在の会員は352社（第一種会員263社（前払式支払手段発行者213社、資金移動業者75社（第一種を併営する事業者は4社）、うち両事業を営む者25社）、第二種会員89社）となっている。

II 取引の適正化と利用者等保護への取組

1. 登録申請・発行の届出、基準日報告及び社内規則等に係る相談・指導等

会員の登録の申請、発行の届出、変更届出書、基準日報告等に係る当局への申請・届出・報告及び社内規則等に係る相談・指導等は、協会の重要な事業活動の一つとして定着しており、5年度（5年7月1日～6年6月30日）は89件の変更届出書、基準日報告書、供託等届出書及び社内規則等に係る相談・指導を行った。

2. 前払式支払手段の発行のしおり及び資金決済法に関する法律Q&A（前払式支払手段編）の改訂について

4年6月、高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとするときは一定の事項を記載した業務実施計画の届出が求められるとともに、業務実施計画を届け出た発行者は犯罪収益移転防止法上の特定事業者を追加され、取引時確認義務等が適用される令和4年改正資金決済法等が成立し公布された。これに伴い、金融庁において電子移転可能型前払式支払手段に係る3類型（残高譲渡型、番号通知型、番号通知型に準ずるもの）の定義、高額電子移転可能型前払式支払手段に該当する金額基準、業務実施計画の記載事項が定められるとともに、電子移転可能型前払式支払手段を発行する場合の不適切利用防止措置の見直しが行われ、残高譲渡型に加え、番号通知型、番号通知型に準ずる電子移転可能型前払式支払手段について新たに不適切利用防止措置を講ずることなどを求める改正資金決済法等に係る政府令・告示・事務ガイドラインの改正案がパブリックコメントに付され、5年5月にその結果等が公表され、改正資金決済法等は5年6月に施行された。これを踏まえ、5年11月、これらの改正内容とともに、高額電子移転可能型前払式支払手段等に係る法令上の要件等（移転や使用の意義、1月間の起算点の定め方、売上キャンセル分の取扱い、発行者の責めに帰すことができない事由に該当する場合の例等）に関するパブリックコメントに係る金融庁の考え方を盛り込んだ「前払式支払手段の発行のしおり」の改訂版（第8版）を発行し、また、「資金決済に関する法律Q&A（前払式支払手段編）（電子版）」について、同様の内容を盛り込んだ改訂版（第4版）（Q&Aは新規22問、削除3問、見直し7問、155問から174問へ）を作成し、協会の会員専用ページに掲載した。なお、発行のしおりについては、使いやすいうようにA4判1冊からA5判2分冊（解説編、資料編）にした。

3. 犯罪による収益の移転防止に関する法律Q&A（第2版）の改訂

4年6月の資金決済法及び犯罪収益移転防止法の改正（改正法の施行は5年6月1日）により高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が犯罪収益移転防止法上の特定事業者を追加され業務実施計画の届出とともに取引時確認義務等が課されることになり、5年5月に関係政省令の整備が行われたことを踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律Q&Aについて見直しを行うこととした。

改正犯罪収益移転防止法及び関係政省令を踏まえ、法律顧問と連携し、新たに高額電子移転可能型前払式支払手段発行者の特定業務・特定取引の内容及び取引時確認に係る経過措置の取扱い、実質的支配者一覧制度、外国為替取引の通知義務に係る支払の相手方に関する事項、罰

則等を追加記載するとともに、オンラインによる本人確認方法、確認記録・取引記録、犯罪収益移転危険度調査書に関する事項等について記載内容の見直しを行い、6年1月に改訂版（第3版）（新規4問、削除1問、記載内容の追加・見直し38問、Q&A数は122問から125問へ）を協会の会員専用ページに掲載した。

4. 外国為替及び外国貿易法等Q&A（第2版）の改訂

4年12月、FATFの第4次対日相互審査報告書での指摘等を踏まえ、我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を一層強化するため、外国為替取引等取扱業者遵守基準を創設し、資金移動業者を含む金融機関に対し資産凍結措置を適切に実施する義務を課すことなどを定める改正外国為替及び外国貿易法が可決、成立し、5年5月に関係政省令・告示及び外為法令等の遵守に関するガイドライン等の整備（施行は6年4月1日）が行われたことから、外国為替及び外国貿易法等Q&A（第2版）の見直しを行うこととした。

改正外為法・関係政省令・告示及び外為法令等の遵守に関するガイドライン及びQ&A、支払等告示のFAQ等を踏まえ、法律顧問と連携し、外国為替取引等取扱業者遵守基準の内容、改正された支払告示等の内容、ガイドラインが求める内部管理態勢、リスクの特定・評価、リスク低減措置（資産凍結等の措置関係、特定国等・特定目的・特定取引等規制、慎重な確認）及び記録の作成・保存及び国外送金等調書等について追加の記載や見直しを行い、6年4月に改訂版（第3版）（新規58問（財務省のQ&A及びFAQの引用を含む。）、記載内容の追加及び見直し13問、削除12問、Q&A数は39問から84問へ）を作成し、協会の会員専用ページに掲載した。

5. 資金決済法関係法令集（電子版）の改訂について

協会は、資金決済法、政令、内閣府令、告示（名称のみ）及び事務ガイドライン（件名、項目のみ）等で構成する「法令等に関する四段表」のほか、別紙様式・告示、金融庁事務ガイドライン、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン・FAQ、個人情報保護法の法令・ガイドライン・Q&A及び金融分野ガイドライン・実務指針・Q&Aに加え、資金決済法の政府令・事務ガイドラインの改正案及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインの改正案に関するコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方等を取りまとめた「資金決済関係法令集」（電子版）を作成（法令等改正に伴い随時見直しを実施）し、会員専用ページに掲載している。

資金決済法関係法令集（電子版）について、令和4年の資金決済法の改正（5年6月施行）等に伴い、4年4月から5年6月までに改正された法、政府令、告示及び事務ガイドラインの改正内容を「法令等に関する四段表」に反映させるとともに、金融庁告示及び金融庁事務ガイドラインを最新のものに貼り換えたほか、資金決済法改正に係る政府令・告示・事務ガイドラインの改正並びに全銀システムに参加する資金移動業者への監督上の対応・無登録業者への対応に関する事務ガイドライン及び指定資金移動業者の口座への貸金支払を可能とする厚生労働省施行規則の改正を踏まえた資金移動業者への監督上の対応を定める事務ガイドラインの改正に関するコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方を新たに追加するなどの更新を行い、5年10月に会員専用ページに掲載した。

6. 資金移動サービスに関する不正取引の発生状況等に関するとりまとめ結果の公表

2年12月、協会において会員である資金移動業者が提供する資金移動サービスを銀行口座と連携する場合において、資金移動業者側が不正防止のために講じるべき措置の考え方及び具体例等を示した「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」について、また、3年4月、第三者が権限なく利用者の意思に反して資金移動サービスを不正利用したことにより被害が生じた場合の補償方針等を示した「資金移動サービスの不正利用防止に関するガイドライン」を策定・公表した。さらに、会員である資金移動業者に対し上記のガイドラインの趣旨に沿った対応の実施を求めるとともに、3年4月以降、四半期ベースで資金移動業者における不正取引の発生状況・補償状況等について協会への報告を求めたところである。

会員である資金移動業者において、様々な不正防止策の実施やモニタリング態勢の高度化とともに、不正利用が発生した場合の補償方針を策定・公表し、補償方針に沿った補償を実施していること等を踏まえ、利用者が資金移動サービスを安心して利用するための利用者向けの広報活動の一環として、金融庁と緊密に連携し、所要の手続を経た上で、資金移動サービスにおける不正取引の発生状況や被害が発生した場合の補償状況等を取りまとめて、5年8月4日に2年10月から5年3月末までの状況について、6年3月6日に2年10月から5年9月末までの状況について協会ホームページで公表した。

III 資金決済業者の経営基盤強化への取組

1. 資金決済業に係る金融庁との意見交換会の開催

平成23年5月に始まった会員と金融庁との意見交換会は、本年度も引き続き開催され、第26回は資金移動業者関係（5年11月16日開催）についてオンラインによる意見交換が行われた。金融庁側から、総合政策局の審議官をはじめ、総合政策局のフィンテック参事官・担当室長等、企画市場局の担当室長及び関東財務局の金融監督官・担当課長等が出席し、協会側から資金移動業者の会員各社（70社）及び協会事務局が出席した。意見交換会では審議官の挨拶に続き、フィンテック参事官から「金融行政方針について」、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策企画室長から「2024年3月末までのマネロン等リスク管理態勢整備について」「マネロンレポートの公表について」及び「マネロン等対策に係る広報について」、ITサイバー・経済安全保障監理官から「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組状況について」「フィッシング対策の強化について」「ドメイン管理の徹底について」及び「経済安全保障推進法の施行について」、デジタル・分散型金融企画室長から「デジタル原則への対応（書面揭示規制の見直し）について」、資金決済モニタリング室長から「2023事務年度における資金移動業者に対するモニタリングについて」説明があり、その後、意見交換が行われた。

第27回は前払式支払手段発行者関係（5年12月14日開催）についてオンラインによる意見交換が行われた。金融庁から、総合政策局審議官をはじめ、総合政策局のフィンテック参事官・担当室長等及び企画市場局の担当室長が出席し、協会側は前払式支払手段発行者である会員から協会理事及び政策委員会の委員又はそれらの代理（12社）及び協会事務局が出席し

た。意見交換会では、総合政策局審議官の挨拶に続き、フィンテック参事官から「金融行政方針について」、ITサイバー・経済安全保障監理官から「Citrix製品の深刻な脆弱性への対応について」「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組状況について」「フィッシング対策の強化について」「ドメイン管理の徹底について」及び「経済安全保障推進法の施行について」、デジタル分散型・金融企画室長から「デジタル原則への対応（書面揭示規制の見直し）について」、資金決済モニタリング室長から「2023年事務年度における前払式支払手段発行者に対するモニタリングについて」説明があり、その後、意見交換が行われた。なお、協会において、意見交換会における金融庁説明、会員の質問等及び質問等に対する金融庁の回答を議事録としてとりまとめて、発言した会員及び金融庁との調整を経て、6年1月に資金移動業者関係及び前払式支払手段発行者関係に係る意見交換会議事録として会員に配信した。

2. 資金決済法に係る内閣府令、別紙様式等の改正、協会への報告様式の改正等への対応

- (1) 5年6月、資金移動業者に関する内閣府令第35条において「未達債務の額等に関する報告書」の報告対象期間が改正され、改正前は報告基準日（毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日）毎に1月以内に財務局等へ提出することとされていたが、改正後は各社の事業年度の期間を3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の期間を生じたときは、その3月未満の期間）が報告対象期間とされ、報告対象期間経過後1月以内に財務局等へ提出することとされた。5年7月、金融庁から、施行日（5年6月1日）以後に改正後の報告対象期間を適用したことで、報告対象期間から外れる期間が発生した場合でも、未報告となる期間が生じないよう適切に対応すること、また、システム上、期限内に報告が難しい等の事情がある場合には管轄の財務局に相談するよう周知依頼があったことから、その旨周知を行った。
- (2) 5年7月、資金決済法及び政府令の改正に伴い、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者の業務実施計画の届出・変更届出書及び業務実施計画等に係る内閣府令別紙様式及びガイドライン様式の追加や変更が行われたことから、協会ホームページに追加等された別紙様式・ガイドライン様式の掲載を行った。
- (3) 5年7月、協会への入会申込書及び入会申込書の添付資料、協会への届出事項や届出様式等を定めた「定款の施行に関する規則」について、4年改正資金決済法の施行を踏まえ、入会申込書の添付資料として高額電子移転可能型前払式支払手段発行者に対する「業務実施計画の届出書」及び「業務実施計画」の写しを追加したほか、協会への報告事項として「業務実施計画書の届出書」に関する届出書の追加、「立入検査の開始に関する届出書」の削除及び様式番号の変更等に係る改正案について理事会の承認を得て、会員に対しその内容について周知を行った。
- (4) 5年6月14日に成立した「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、12月に金融庁所管府令に規定する書面揭示規制の見直し等所要の規定の整備が行われ、前払式支払手段に関する内閣府令において、発行業務の廃止に伴う払戻しに関する情報を自社での揭示・情報提供に加

え、協会の協力を得て協会ホームページに同様の内容を掲載し公衆の閲覧に供すること、資金移動業者に関する内閣府令において、資金移動業の廃止に伴う利用者資金残高の返金等に関する情報を自社での掲示・情報提供に加え、協会の協力を得て協会ホームページに同様の内容を掲載し公衆の閲覧に供すること等に関する内閣府令の改正案がパブリックコメントに付されたことから会員に対し意見募集を実施し、6年3月、上記内閣府令案等のパブリックコメントの結果等が公表されたことから、会員に対しその内容について情報提供を行った。また、同月、金融庁から協会に対し、各会員において行われた前払式支払手段の発行業務の廃止に伴う前払式支払手段の払戻しに関する情報又は資金移動業の廃止に伴う利用者資金残高の返金等に関する情報が協会のホームページで適切に行われるよう周知徹底の依頼があったことから、会員に対しその旨の周知とともに、協会への当該情報の提出期限等の周知を行った。さらに、同月、金融庁において、資金移動業に関する事務ガイドラインにおいて、財務局長は、あらかじめ資金移動業者に対し、その業務の全部又は一部の廃止を決定した場合に廃止予定等を記載した報告書の提出を求めるとや預金口座の不正利用に関する情報を入力した場合の当局への情報提供を求めると等に関する改正案が、前払式支払手段に関する事務ガイドラインにおいて、払戻しに関する情報を自社の営業所や加盟店の掲示に加え、協会のホームページでも適切に掲示することが追加されたほか、払戻しの手続等に関する報告書の添付資料に公告（案）を追加する等の改正案が、パブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施し、5月にパブリックコメントの結果等が公表されたことから会員に対しその内容について情報提供を行った。

- (5) 6年1月、金融庁から、令和6年能登半島地震に関し、特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（特定業務の不履行についての免責に係る期限等の特例措置を規定）が公布・施行されたことに伴い、法令上、提出期限の定めがある報告・届出等について、震災により本来の提出期限までに提出できない場合には、令和6年4月30日までに提出すれば、本特例措置により、行政上及び刑事上の責任を問われないこと等についての周知依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。
- (6) 6年5月、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）を受けてデジタル庁が策定した「処分通知等のデジタル化に係る共通課題への対応について基本的な考え方（デジタル社会推進実践ガイドブック）」（令和5年3月31日）では、原則全ての対政府の申請等について令和7年末までにデジタル化を図る必要があるとされていることを踏まえ、「電子情報処理組織による申請等に関する告示」ほか関連告示について、利便性を高める観点から、申請の際の添付書類の電子的方法による提出方法の一部改正（金融庁電子申請・届出システム等を通じたPDFや画像データでの提出を可能とするもの）が行われ、また、前払式支払手段発行者及び資金移動業者に関する事務ガイドラインにおいて、前払式支払手段発行者又は資金移動業者が当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。）を行う際には、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して提出を求めるとするとともに、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めると等の改正が行われたことから、会員に対しそ

の旨周知を行った。

- (7) 6年5月、資金移動業に関する事務ガイドラインにおいて、資金移動業者が業務の全部又は一部の廃止を決定した場合には、資金移動業の廃止予定等を記載した報告書（廃止の手続き等に係る報告書）を財務局に報告することが求められることとなったことから、協会の「定款の施行に関する規則」について、協会への届出様式に「廃止の手続き等に係る報告書」に関する届出書の追加及び様式番号の変更等に係る改正案について理事会の承認を得て、6年6月、会員に対しその旨周知を行った。

3. マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策及びF A T F 勧告改訂案への対応

- (1) 5年8月、金融庁からマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ガイドライン（以下「マネロン等ガイドライン」という。）で対応を求めている事項について、6年3月末までに対応を完了させ、態勢整備をすること及び当該態勢整備について、対応計画を策定し、適切な進捗管理の下、着実な実行を図ることを要請されていることを踏まえ、会員のマネロン等ガイドラインを踏まえたマネロン等規程の整備等に資するため、金融庁と協議しつつ、他の金融団体における対応も参考にして、協会において、マネロン勉強会での金融庁の詳細な説明内容等について、マネロン等ガイドラインの対応が求められる事項とよくあるご質問（FAQ）のQ Aごとに対応ポイント・留意事項を表形式でとりまとめたコンメンタール案を策定し、金融庁の確認・追記・修正等を経た上で、コンメンタールとしてとりまとめて9月6日に会員に対し還元した。
- (2) 5年8月、協会において、会員に対しマネロン等ガイドラインを踏まえた規程等の整備状況についてアンケートを実施したところ、規程等を整備中であるところが多かったこと、会員から協会に対しマネロン規程等（参考例）の策定要望があったこと、金融庁から、他の金融団体と同様に、マネロン規程等の参考例を策定し会員に提供することについて要請があったことを踏まえ、協会において、コンサルティングファームに対し、マネロン規程等（参考例）の策定を依頼することとし、理事会の承認を得て、5年9月、コンサルティングファームに対し、リスクの特定・評価、リスク評価書、顧客受入方針等に関するマネロン規程等（参考例）の策定を依頼した。コンサルティングファームによるマネロン規程等（参考例）の作成にあたり、協会もその構成や内容等について関与・協働し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する基本規程（参考例）、顧客受入方針（参考例）、リスク評価書作成マニュアル（参考例）、リスク評価シート（記載例）及びリスク評価書（対応例）を作成し、6年1月に会員専用ページに掲載した。同月、上記マネロン規程等に関するオンラインによる説明会を開催し、コンサルティングファームの担当者から詳細な説明及び質疑応答が行われた（69社、199名参加）。
- (3) 5年9月、金融庁と連携し、上記コンメンタールに関するオンラインによる説明会を開催し、協会から会員に対しコンメンタールをとりまとめた経緯や活用方法等について説明を行い、金融庁のマネー・ローンダリング・テロ資金供与対策企画室長から、上記コンメンタールはマネロン等ガイドラインやFAQの対応が求められる事項についてより具体的に対応のポイントや留意事項をとりまとめたものであり、金融庁がマネロンターゲット検査を行う際

に資金移動業者に求める態勢整備の目線であることから、当該コンメンタールに記載された対応が求められる事項が自社の規程等に反映されているかどうかを一つひとつ確認し、不足しているところがあれば追記・修正することなどにより、6年3月末までに自社の規程等の整備を完了させるよう強い要請があった（56社、188名参加）。

- (4) 5年9月、金融庁から、コンメンタール等を基に自社の現行規程等を点検し、対応が求められる事項と自社の規程・実務運用の差異及び差異を改善するための具体的な対応策とその完了期限を確認する「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するアンケート」が実施されたことを受け、規程等の整備に当たり疑問を有する会員から質問等を協会宛に寄せてもらい、金融庁から回答を行うとともに、協会の理事を務めている会員4社から自社のマネロン対策に関する取組事例の紹介を行ってもらい、情報の共有及び質疑応答・意見交換を行う会合の提案を受けた。この提案を受けて、協会において、金融庁と連携し、会員から協会宛に質問等を寄せてもらい、取りまとめて金融庁に送付するとともに、協会から会員の関心があるテーマ等について4社と調整を行い、11月にオンラインによる「マネロン規程等の整備に係る質問等を受ける会合」を開催し、4社から自社のマネロン対策に関する取組事例（リスクの特定・評価（国・地域のリスクの特定を含む）、リスク評価書の作成手順、在留期限管理、継続的顧客管理の方法等）についての紹介とともに、金融庁から会員の質問等に対する回答があり、その後、質疑応答や意見交換が行われた（50社、163名参加）。さらに、6年1月、マネロン等ガイドラインの態勢整備に係る期限まで2か月余りとなるなか、金融庁において、改めて規程の整備に係る質問を受ける会合がオンラインで開催され、会員から寄せられた質問に対し回答があった（58社、161名参加）。
- (5) 5年12月、金融庁から、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」（案）について、顧客管理項目におけるリスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）を適用できる対象顧客の選定や顧客情報更新の頻度等に関する記載内容の改訂を検討しているとして、改訂案について事前の会員への質問・意見の募集依頼があったことから、会員に対し、質問・意見を求めた。6年1月、会員から寄せられた質問等を取りまとめて金融庁に提出した。6年3月、金融庁から、資金移動業者を含む金融機関に対し、12月に提供したFAQ（案）について、事業者からの意見を踏まえた改訂（最終案）の説明及び質問への回答があり、4月にFAQの改訂版が公表されたことから、会員に対し情報提供を行った。
- (6) 6年1月、金融庁から、協会に対し、昨年9月に実施された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するアンケート」のとりまとめ結果の還元とともに対応期限までに留意すべき点等について改めて説明する会合の開催依頼があり、同月、オンラインによる説明会を開催した。金融庁から、アンケート結果に基づきマネロン等ガイドラインの対応が求められる事項に係る資金移動業者の対応済の割合、対応済の割合が低い項目等について説明があり、改めてコンメンタール等を確認し、全ての「対応が求められる事項」について、期限までに漏れなく対応するよう要請があった。その後、事前に会員から寄せられたコンメンタール等に関する質問について回答があった（73社、207名参加）。
- (7) 6年1月、金融庁から、協会に対し、アンケートの結果においてマネロン等ガイドライン

の対応が求められる事項の進捗状況に遅れがみられる会員に対し、他の業界団体と同様に、協会において、現在の進捗状況や完了期限である6年3月末までの具体的対応についてヒアリングを行い、その結果について報告してほしいとの要請があったことを受け、協会においてヒアリングを行い、3月中にヒアリングが終了した会員についてその結果をとりまとめて金融庁に報告を行った。その後、4月に追加でヒアリングを行った会員についてその結果を追記して金融庁に報告を行った。

(8) 6年3月、マネロン等ガイドラインへの6年3月末までの対応結果の報告に関する金融庁によるオンラインによる説明会が開催され、金融庁から、報告に当たっては、マネロン等ガイドライン、FAQ及びコンメンタールに基づき、自社のマネロン態勢整備の現状について適切に自己点検を行い、自己点検結果を忠実かつ詳細に記載し報告するよう要請があった。(72社、167名参加)。

(9) 6年2月に第13回マネロン対応高度化官民連絡会がオンラインで開催され、警察庁から疑わしい取引の届出状況及び令和5年犯罪収益移転危険度調査書について、金融庁からFATFにおける政策面の議論及び法人向け広報について、財務省からマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る国内外の動向等について説明があり、意見交換が行われた。また、連絡会の資料について会員に対し情報提供を行った。

(注)平成30年4月、金融庁、3メガ、銀行・信金・信組の金融団体等をメンバーとし、財務省・警察庁・法務省・日銀、その他の金融団体をオブザーバー(協会もオブザーバー)とする「マネロン対応高度化官民連絡会」が設置され、金融機関のマネロン・テロ資金供与対策について、銀行界全体としての認識を一つにすべく、同連絡会で情報共有・意見交換が行われている。

(10) 6年3月、金融庁から、資金移動業者、前払式支払手段発行者を含む預金取扱金融機関等、クレジット会社及び業界団体等に対し、FATF勧告16(クロスボーダー送金)の改訂市中協議案(6年2月公表)の概要(主な改訂項目:①決済ビジネスモデルの変化を踏まえた決済の始点・終点の明確化及び決済チェーンにおける各主体が果たすべき責任の明確化、②送付人・受取人情報の内容及び質の改善、③カード決済への勧告16適用方法の見直し)についてオンラインによる説明があり、同協議案についての質問や意見等を提出するよう要請があった。協会において、同市中協議案について会員に対し意見募集を行ったところ、決済の始点・終点の明確化や送付人・受取人情報の内容及び質の改善に関する意見等が寄せられたことから、当該意見等について会員と金融庁との間で意見交換を行った上で、とりまとめた意見等について政策委員会の了承を得たうえで、5月1日に当該意見等をFATFに提出した。

4. 犯罪収益移転防止法等への対応

(1) 5年12月、国家公安委員会において毎年作成・公表することとされている「犯罪収益移転危険度調査書(令和5年版)」が公表されたことから、記載内容の更新や充実が行われた主な事項を付記し、会員に対し周知を行った。

(2) 6年1月、犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正が公布・施行され、警察庁及び金融庁から、令和6年能登半島地震で被災した者が、銀行口座の開設その他の取引を行うにあたり、

本人確認書類を亡失するなどして正規の方法により本人確認を行うことが困難と認められる場合には、本人の申告により本人確認を行うことができること（ただし、本人確認書類が整うなどした時点で正規の方法による本人確認を行うこと）等について周知依頼があったことから会員に対しその旨周知を行った。

- (3) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、生活保護法に規定する「公費負担者番号及び受給者番号（受給者番号等）」について、個人情報保護の観点から、告知要求制限の規定が設けられた。6年2月、金融庁から、厚生労働省及び警察庁の受給者番号等の取扱いの留意事項に係る通知を受けて、6年3月1日以降、原則として犯収法上の顧客等の本人特定事項の確認に際して、本人確認書類として、受給者番号等の記載がある医療券等の提示を求める場合には、受給者番号等を書き写さないこと等について周知依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。また、財務省から外為法上の本人確認においても同様の取扱いとなる旨周知依頼があったことから会員に対しその旨周知を行った。
- (4) デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律等に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でも公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーはとらないこととする。」こととされたことを受け、6年1月、警察庁において、金融庁と連携し、資金移動業者を含む金融庁所管業界に対し、本人確認方法の見直しの方向性に関するオンラインによる説明会が開催され、警察庁から、①顔写真のある本人確認書類の画像情報の送信を受ける本人確認方法は廃止、②顔写真のない本人確認書類や本人確認書類の写しを受ける非対面の本人確認方法は原則廃止、③顔写真のない本人確認書類を用いる対面の本人確認方法についても上記に準じて見直しを検討する等の方向であることについて説明があり、参加者との間で質疑応答が行われた。その後、金融庁から、協会を通じ会員に対し、「非対面」と同時に「対面」の本人確認方法を改正すること及び「非対面」の改正本人確認方法の施行時期に関する質問・意見が求められたことから、資金移動業者である会員に対し質問・意見の募集を行い、6年2月、会員から寄せられた質問・意見を取りまとめて金融庁に提出した。6年4月、警察庁から、金融庁を通じ、会員及び他の協会から送付された質問・意見に対する回答の送付があったことから資金移動業者である会員に還元するとともに、警察庁から、金融庁を通じ、写真付き本人確認書類を用いた対面での本人確認方法の見直し案（対面での本人確認において、ICチップ情報の確認の義務付け及び施行時期やICチップが組み込まれていない顔写真付き本人確認書類の利用の可否等）について質問・意見が求められたことから、会員に対し上記見直し案について質問・意見の募集を行い、寄せられた質問等を取りまとめて金融庁に提出した。6年6月、警察庁から、金融庁を通じ、対面での本人確認において、ICチップ情報の確認の義務付けや施行時期等に関する質問に対する回答があったことから資金移動業者である会員に還元した。
- (5) 6年4月、警察庁において、犯罪収益移転防止法の改正を踏まえ、「犯罪収益移転防止法の概要」の更新を行ったとして公表されたことから、同概要について資金移動業者及び高額

電子移転可能型前払式支払手段発行者に関係する変更部分（疑わしい取引の届出先の変更等）を記載し、会員に対し情報提供を行った。

- (6) 6年5月、警察庁から、金融庁を通じ、犯収法の取引時確認におけるマイナンバーカードの取扱いについて、①対面による取引時確認の本人確認書類に偽造マイナンバーカードが悪用されている実態に鑑み、デジタル庁から提供を受けた資料「マイナンバーカードのセキュリティ対策」を会員に提供し、マイナンバーカードによるなりすまし等の不正事案を未然に防止するための適切な取引時確認を行うこと、②マイナンバーカードを目視で確認するほか、ICチップに記録された券面情報を読み込むことにより、マイナンバーの真正性を確認することが可能なソフトウェアを地方公共団体情報システム機構が無償で提供していることについて周知依頼があったことから、その旨会員に対し周知を行った。また、財務省から外為法における顧客等の本人確認義務等におけるマイナンバーカードの取扱いについても、犯収法と同様の取扱いとなることの周知依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。
- (7) 5年11月及び6年5月、金融庁から協会を通じ、資金移動業者を含む金融機関に対し「疑わしい取引の届出に関する説明会」の開催案内があり、協会から資金移動業者に開催案内（資料を添付）を周知した。説明会では、警察庁から、届出書作成時の注意点、届出の着眼点、届出情報の活用状況等について、金融庁から、金融庁の取組、疑わしい取引の届出状況及び金融機関の対応状況等について説明があり、事業者との間で質疑応答が行われた。
- (8) 6年6月、厚生労働省から、金融庁を通じ、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）等を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するため、特別児童扶養手当を廃止する「特別児童扶養手当証書の支給に関する法律施行令」が6年7月1日から施行されることに伴い、犯収法施行規則及び外為省令等に掲げる本人確認書類から特別児童扶養手当証書を削除する改正が行われ、6年7月1日から施行されること及び今後新たに創設される「特別児童扶養手当受給証明書」は、条文上明示はないものの、その他官公署から発行された書類に該当するものとして取り扱って差し支えない旨周知依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。

5. 改正外為法への対応

- (1) 改正外為法の成立に伴い、5年9月、財務省から外国為替取引等取扱業者遵守基準により、経済制裁措置に係るリスクベースでの対応や態勢整備が外為法令に基づく義務として明示的に求められることとなったことを受け、「外国為替検査ガイドライン」について、外国為替取引等取扱業者遵守基準を含む外為法令等の遵守に関する考え方や解釈を示すとともに、外為検査を行う検査官の検査指針を示すものとして再整理した「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン（案）」の事前の情報の提供があり、会員に対し質問・意見を求めた。会員から意見の提出があったことから、財務省に回答を求め、財務省から提供された回答を当該事業者に戻元した。同年10月、財務省から、上記の「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン（案）」がパブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施し、11月、パブリックコメントの結果等が公表されたことから、会員に対しその内容について情報提供を行った。

さらに、財務省から、10月、上記ガイドラインの「対応が求められる事項」の内容についての具体的対応例等を取りまとめた「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインQ&A」について会員に対し質問等の募集があったことから質問等がある場合には協会宛に提出するよう依頼を行った。11月、ガイドラインと併せて上記Q&Aが公表されたことから、会員に対し情報提供を行った。

5年12月、財務省から「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」に関する会員向け説明会の開催依頼があり、協会から会員に対し開催案内を行い、6年1月、オンラインによる説明会を開催し、財務省の担当官からガイドラインの内容等について詳細な説明があった（58社、161名参加）。

- (2) 6年1月、財務省において、FATF勧告や諸外国の先例を踏まえ、わが国における「拡散金融」（大量破壊兵器等の開発、保有、輸出等に関与するとして資産凍結等措置の対象となっている者に、資金または金融サービスの提供をする行為）に係るリスクを特定・分析し、多角的・総合的なリスク評価を行った「拡散金融リスク評価書」（案）がパブリックコメントに付されたことを踏まえ、会員に対し意見募集を実施した。また、財務省から、拡散金融リスク評価書（案）の説明会の開催依頼があり、協会から開催案内を行い、6年2月、資金移動業者を含む金融機関に対し、オンラインによる拡散金融リスク評価書に関する説明会を開催し、財務省の担当官から、拡散金融の現状、拡散金融の脅威、拡散金融の脆弱性・リスク及び我が国の拡散金融に係る取組について説明があった（69社、193名参加）。6年3月、「拡散金融リスク評価書」（案）に関する意見募集の結果（意見の概要及び意見に対する考え方・回答）及び意見を踏まえて策定された「拡散金融リスク評価書」が公表されたことから会員に対し情報提供を行った。

6. 金融分野におけるサイバーセキュリティ演習の実施及びサイバーセキュリティガイドラインについて

- (1) 資金決済業者等における5年度のサイバーセキュリティ演習においては、経営層、システム部門を含む複数部署に跨る実際のインシデント発生時に想定される社内外の情報連携や初動対応、サイバー攻撃に係る調査等、顧客対応及び復旧対応等を検証することとされた。金融庁から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者に対し、協会を通じ参加要請を行うよう依頼があったことから、協会において、会員に対し参加への働きかけを行い、5年10月に複数の会員（12社）が金融業界横断的サイバーセキュリティ演習（Delta Wall VIII）に参加した。6年4月、金融庁において、金融業界全体のインシデント対応能力の向上に繋げることを目的として、上記のサイバーセキュリティ演習の演習結果分析等を取りまとめたとして会員へ還元するよう依頼があったことを受け、会員に対しその内容について情報提供を行った。

（注）平成27年7月、金融庁では「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」を策定し、その取組の一環として、特に中小金融機関のインシデント対応能力の向上を図るため、平成28年から毎年「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」を実施している（元年度から前払式支払手段発行者及び資金移動業者も参加）。

- (2) 6年4月、金融庁において、資金決済業者を含む金融機関等のサイバーセキュリティ対策の強化を促進していくため、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の素案が策定され、協会等金融団体を通じ、資金決済業者や金融機関に対しガイドライン案に対するコメント依頼があったことから、協会において、会員に対しガイドライン案を送付しコメントを求め、寄せられたコメントを金融庁に提出した。6年5月、金融庁から、コメントに対する回答があったことから会員に還元するとともに、併せて金融庁からガイドラインの修正案の送付があり再度のコメントの依頼があったことから、会員に修正案を送付し、コメントがある場合には協会へ提出するよう依頼した。6月28日、金融庁において、上記ガイドライン案等がパブリックコメントに付されたことから会員に対し意見募集を実施した。

7. 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の分野横断的演習等について

- (1) 4年6月に開催されたサイバーセキュリティ戦略本部において、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」が改定され、金融分野において銀行、保険、証券に加えて、主要な資金移動業者及び主要な前払式支払手段発行者（以下「主要な資金決済業者」という。）が重要インフラ事業者に追加された。主要な資金決済業者が重要インフラ事業者に追加されたことに伴い、協会が資金決済セプター（主要な資金決済業者で構成）の事務局の役割を担うことになり、サイバーセキュリティ戦略本部の事務局であるNISCが主催する分野横断的演習に関与することとなった。このため、4年度に続き、5年8月、協会から分野横断的演習について会員である主要な資金決済業者に対し参加募集の案内を行ったところ、分野横断的演習への参加の申込みが11社、疑似体験プログラムへの参加の申込みが9社あった。

また、5年11月にセプター及び重要インフラ所管省庁との情報共有体制の強化を通じた重要インフラ防護能力の維持・向上を目的として、NISC、金融庁、協会及び主要な資金決済業者において、NISCから送付される訓練情報（注意喚起）の疎通状況の確認を行う情報提供訓練、訓練情報に記載された模擬情報を踏まえ、事業者（各セプター1社）が模擬事案を設定しその報告を行う情報連絡訓練を行った。12月7日に開催されたNISCの2023年度分野横断的演習（ランサムウェア攻撃が発生した場合のセキュリティ対策の実施状況や緊急時の連絡体制の確認等に係る演習）に会員11社が参加した。6年3月、NISCから、12月7日に開催された2023年度分野横断的演習の成果をとりまとめた資料（演習結果の概要、障害対応体制の強化の取組状況及び演習当日の結果等）の提供があったことから、会員（重要インフラ事業者限り）に対しその資料について情報提供を行った。

- (2) NISCは各重要インフラ分野に共通して求められるセキュリティ対策を「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準」としてとりまとめている。NISCから、当該安全基準の重要インフラ事業者への浸透状況を確認するために、預金取扱金融機関等のセプターに加え、資金決済セプターについても「重要インフラにおける安全基準等の浸透状況等に関する調査」（2023年度）について金融庁を通じて協力依頼があったことから、11月、主要な資金決済業者である会員に対し、調査票及び関係資料を送付し、調査への協

力依頼を行った。

また、10月にNISCから、協会を通じ資金決済業者に対し、重要インフラサービス障害等が発生した場合に他のどの重要インフラ分野に影響が波及するかという「重要インフラの相互依存に関するアンケート調査」について協力依頼があったことから、11月、協会において会員（3社）に対し当該アンケート調査への協力を要請し応諾を得たことからその旨NISCに連絡を行った。

- (3) NISCから金融庁を通じ、5年7月以降、マイクロソフト製、Mozilla製、Adobe製、Cisco製、Citrix製、オンラインストレージ構築パッケージ「Proself」、グーグル製、F5製BIG-IP、Ivanti製、アトラシアン製、及びPalo Alto Networks製ソフトウェア等に関する脆弱性の情報提供・注意喚起とともにこれら対象ソフトウェアを最新のバージョンに更新すること、インターネットドメインの廃止に関する注意喚起、サイバー攻撃グループ「Black Tech」によるサイバー攻撃に関する注意喚起（警察庁との連名）等の要請があったことから、会員に対しその旨周知を行った。

8. 資金決済システム高度化検討ワーキンググループ等への対応

- (1) 5年8月、(一社)全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）において、「全銀システム高度化検討ワーキンググループ」が開催され、事務局からAPIゲートウェイ開発の進捗状況、次期全銀システム及びアジャイルエリアにおける新機能・新サービス（受取人口座確認機能等）の検討状況について報告が行われ、その後、意見交換が行われた。また、5年9月、全銀ネットから協会に対し、会員に対する「全銀システムへの参加意向等に係る資金移動業者向けアンケート調査（3回目）」を協会から案内するよう協力依頼があったことから、会員に対しアンケート調査を送付した。
- (2) 5年10月の全銀システムの障害の発生を受け、全銀ネットは、復旧対応やシステム改修、改善・再発防止策の策定に注力するとともに、一時中断していたAPIゲートウェイの開発プロジェクトが再開された。6年3月、全銀ネット有識者会議が開催され、今後の資金決済システムの高度化に向けた取組（全銀システム障害の改善・再発防止策を踏まえた対応を含む。）等をテーマとして意見交換等が行われた。協会から、全銀ネット等に対し、引き続き資金移動業者への前広な情報提供とともに個社ベースでも積極的に対話・対応をするよう要望した。6年4月、「資金決済システム高度化検討ワーキンググループ」（WG）が設置され、同年5月に開催されたWGでは、メンバー及びオブザーバーである会員の参加の下、APIゲートウェイのサービス提供開始時期を当初予定の令和7年7月から11月に変更することや利用申込開始を6年10月とすること、中断していた次期全銀システム開発プロジェクトについて6年10月に開発スケジュール・プロジェクト計画案を取りまとめる予定であることについて説明があり、また、りそな銀行から統合ATMスイッチングサービス及び利用者組織における受取人口座確認に係る足許の対応について、日銀からCBDCに係る実証実験に係るシステムの構築・検証やCBDCフォーラムの各WGでの議論の概要について報告が行われ、その後、メンバーの間で意見交換が行われた。

9. 個人情報の保護に関する法律施行規則、個人情報保護に関するQ&A等の改正について

- (1) 5年7月、金融庁から、金融機関における個人情報保護に関するQ&Aの「別紙様式1 個人情報等漏えい等報告書」の「事故者の所属、役職、氏名及び年齢」の欄から「年齢」を削除したこと及び別紙様式2について総計を集計しやすいようにエクセルを改変したことについて、周知依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。
- (2) 5年8月、個人情報保護委員会から金融庁を通じて、番号法第3条第2項の改正により、特定個人情報（マイナンバー）の利用範囲が「社会保障制度、税制、災害対策の分野」に加え、「その他行政の分野」に拡大されたことに伴い、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの個人番号利用事務や個人番号関係事務に「その他の行政分野」を追加する等の一部改正が行われたことの周知依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。
- (3) 5年9月、個人情報保護委員会事務局から、昨今の個人情報漏えい等事案を踏まえ、個人情報保護法26条に基づく漏えい等報告等の対象となる事態を規定する施行規則第7条第3号に「当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとする個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」を含める改正案、改正施行規則案に係る解釈として、「不正行為の相手方である「当該個人情報取扱業者」には、当該個人情報取扱事業者の委託先、当該個人情報取扱事業者が第三者の提供するサービスを利用している場合の当該第三者が含まれる」こと等を明記する通則ガイドライン等の改正案がパブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。5年12月、パブリックコメントの結果等が公表されたことから、会員に対しその内容について情報提供を行った。6年3月、金融庁から、個人情報保護法施行規則等が改正され、漏えい等の報告の対象となる事態が追加されたこと等を受け、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等について実務指針」及び「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」について所要の改正が行われ公表されたことから、会員に対しその内容について情報提供を行った。
- (4) 6年5月、個人情報保護委員会事務局より、金融庁を通じ、番号法等一部改正法の施行による番号法の改正により、個人番号の利用が認められている事務に準ずる事務についても個人番号を利用すること、また、番号法で個人番号の利用が認められている事務について主務省令で規定することにより情報連携を行うこと等が可能となったことを踏まえ、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインにおいて、本改正を反映するとともに、安全管理措置に関し、人的ミスが発生を防止するための手法の例示等の規定を追加する等の改正が行われたこと等について周知依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。

10. デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会について

5年11月、第12回デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会が開催され、事務局から、①暗号資産やステーブルコインが金融システム等に与えるリスクに対処するためには、適切な規制・監督の枠組みがベースラインとなることやG20メンバー国を超えて政策的枠組みを整備することが重要であること等をとりまとめた「IMF-FSB統合報告書」がG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出され、同報告書内で提示されたロードマップが採択

されたこと、②F S Bにおいて、暗号資産とグローバル・ステーブルコインの規制・監督・監視に関するハイレベルな勧告が公表されたこと、③米国における暗号資産規制・執行の主な動向、欧州における暗号資産規制等について説明が行われた。その後、N R I からステーブルコインやDeFi 等に係る国内外のビジネス動向について、C G T F（セキュリティの専門家と暗号資産交換業者の関係者で構成される研究会）から、暗号資産カストディアンのセキュリティ対策について報告が行われ、質疑応答、議論が行われた。

（注）3年7月、金融庁において、送金手段や証券商品などのデジタル化への対応のあり方等を検討するため、「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」が設置された（3年11月に中間論点整理をとりまとめ）。

11. 中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会等への対応

- (1) 5年11月、日本銀行において、第6回中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会が開催され、事務局から、パイロット実験では、①エンドツーエンドでの処理フローの確認などのため、日銀が実験用システムを構築し性能試験等を行うこと、②C B D Cの制度設計を適切に進める観点から、「C B D Cフォーラム」を設置し、リテール決済に関わる民間事業者の参加を得ながら、幅広いテーマを検討・議論することとし、現在3つのワーキンググループ（WG）においてそれぞれテーマを設定しWGの参加者との間で議論を進めていること、③実験用システムのシステム構成と主な特徴等について説明があったほか、デジタルユーロの規則案等の海外動向について説明があった。また、財務省から、中央銀行デジタル通貨に関する有識者会議の検討状況について報告があった。これらの説明等の後、メンバーとの間で質疑応答・意見交換が行われた。
- (2) 6年5月、日本銀行において、第7回中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会が開催され、事務局から、①実験用システムの概要・具備する機能、C B D Cフォーラムにおいて5つのWGを設置し、各WGにおいてC B D Cシステムと外部インフラシステム等との接続、追加サービスとC B D Cエコシステム等のテーマについて検討・議論が行われていることについて説明があったほか、海外の動向について説明があった。また、財務省から、C B D C関係府省庁・日本銀行連絡会議中間整理について報告があった。これらの説明等の後、メンバーとの間で質疑応答・意見交換が行われた。協会から、第6回及び第7回の理事挨拶及び事務局説明資料等について、それぞれ会員に対し情報提供を行った。
- (3) 5年12月、財務省において、C B D C（中央銀行デジタル通貨）に関する有識者会議が開催され、C B D Cの制度設計上の主要論点（日本銀行と仲介機関の役割分担、C B D Cと他の決済手段の役割分担、セキュリティの確保と利用者情報の取扱い、法令面の対応の必要性等）について大枠の整理に向けた考え方がとりまとめられて公表されたので会員に対し当該資料について情報提供を行った。

（注）日本銀行は、2年10月に「中央銀行デジタル通貨（C B D C）に関する取組方針」を公表し、実証実験に向けた検討を進め、3年4月から概念実証を開始した。日本銀行において、3年3月から概念実証（5年4月からパイロット実験）の円滑な実施に資するよう、その内容や進捗状況等について民間事業者や政府との情報共有を図るとともに、今後の進

め方について協議していくため、「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会」（全銀協等の金融団体、協会、FISC、決済事業者団体、金融庁、財務省、日銀がメンバー）が設置された。

12. キャッシュレス推進協議会への対応について

6年3月に2024年度における協議会活動方針について、①プロジェクトとして、ロードマップ2025、請求書支払代行サービスの普及促進及びCBDCの望ましい姿の検討について、②タスクフォースとして、地域通貨ガイドラインの改訂、キャッシュレス関連統計の整備、マイナンバーカードアプリの構築、共通ID基盤構築及び新たなCLUE活用等について説明があった。6年4月、同協議会から2024年度の協議会活動概要等を取りまとめた資料の提供があったことから、会員に対し当該資料について情報提供を行った。

13. 経済安全保障推進法について

基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為（特定妨害行為）の手段として使用されるおそれがあることから、これを防止するため重要設備の導入や一定の維持管理等の委託を行う場合には、基幹インフラ事業者に対して重要設備の導入や維持管理等の委託に関する計画書の事前届出を行うことを求め、国による審査を義務づけること等を定める「経済政策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）」が4年5月に可決・成立した。

5年6月、金融庁から経済安全保障推進法の一部の施行に伴い、金融分野に係る特定重要設備の内容、特定社会基盤事業者の指定基準及び指定通知書の様式等の特定社会基盤事業者の指定等に係る手続を定める内閣府令案等がパブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。会員から寄せられた質問・意見をとりまとめて、政策委員会の了承を得たうえで、7月に金融庁に提出した。8月、パブリックコメントの結果等が公表されたことから、会員に対しその内容について情報提供を行った。

5年9月、金融庁から、金融分野に係る構成設備・重要維持管理等の内容や、特定重要設備の導入を行う場合又は他の事業者に委託して特定重要設備の維持管理等を行わせる場合の届出事項等に係る手続を定める内閣府令（案）等がパブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。10月、会員から意見が寄せられたことから、協会においてとりまとめて政策委員会の了承を得たうえで、金融庁に提出した。11月にパブリックコメントの結果等が公表されたことから、会員に対しその内容について情報提供を行った。

14. マイナンバーカード活用に向けた積極的な周知について

(1) 5年9月、金融庁から、マイナンバーカードの有効申請受付件数が78.0%を超え（5年8月20日現在）、今後はカードの利便性が求められるところ、マイナンバーカードの機能等として、①マイナポイント第2弾の申込期限は5年9月末までであること、②マイナンバーカードによる健康保険証の利用登録を行うことによりマイナンバーカードを健康保険証として利用できること、③本人名義の口座を国に登録することにより行政機関へ書類確認や

通帳の写し等の提出が不要となり緊急時の給付金などの迅速な受取が可能となること、④5年5月からスマホ電子証明書搭載サービスが開始され、スマホだけで様々なマイナンバーカード関連のサービスの利用及び申込みが可能となること、⑤公的認証サービスを用いて本人からの同意を受けている前提で、金融機関等が顧客の最新の基本情報（住所、氏名、生年月日及び性別）を地方公共団体情報システム機構にいつでもオンライン照会ができること等に関する周知とともに更なるマイナンバーカード活用等に向け積極的な周知への協力依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。

- (2) 11月、デジタル庁から金融庁を通じ、9月から11月末の間の協会及び会員におけるマイナンバーカード活用等に向けた取組内容について確認依頼があった。
- (3) 6年3月、内閣府、デジタル庁及び総務省から、金融庁を通じ、マイナンバーカードに係る旧氏併記に関する制度に係る周知等への協力依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。
- (4) 6月、金融庁からマイナンバーカードの有効申請枚数が1億枚を超え（6年3月31日現在）、今後はカードの利便性が求められるところ、マイナンバーカード活用に向け、マイナンバーカードの機能等として、①健康保険証として利用できること（12月2日から健康保険証の新規発行は終了）、②マイナンバーカードの国外利用を開始したこと、③公金受取口座の登録ができること、④スマホ用電子証明書搭載サービスが開始されたこと、⑤利用者情報（基本4情報）提供サービスが利用できること、⑥マイナンバーカードの身分証明書として活用できることに関する周知とともに、更なるマイナンバーカード活用等に向け積極的な周知への協力依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。

15. 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の見直しに伴う実特法改正について

- (1) 暗号資産等を利用した租税回避等のリスクが顕在化したこと等を受け、OECDにおいて、暗号資産等の取引や移転に関する自動的情報交換の国際標準が策定され、また、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（共通報告基準）の対象範囲の拡大について検討が行われ、4年8月、OECD租税委員会において、暗号資産等報告に係る最終的なルール及び共通報告基準の対象に特定電子マネー商品（資金移動業者が顧客との間で為替取引を行うことを内容とする契約の締結や電子決済手段の管理を行うことを内容とする契約の締結）を追加し報告制度を拡充することが承認され、5年4月、同委員会で各国での統一的な適用を実施するための実施細目等が承認された。これを受けて、国内法の整備を担当する財務省主税局から、暗号資産等の報告制度の創設及び資金移動業者と顧客との間で為替取引を行うことを内容とする契約の締結等を共通報告基準の対象に追加する見直しを行っているとして、協会を通じ、会員に対し見直し案の骨子に関する説明会の開催案内の依頼があり、11月17日に説明会を開催した。財務省主税局参事官室の担当官から、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の対象範囲の拡充として、特定取引に資金移動業者が行う為替取引（一定のデジタルマネーに係るものに限る）を行うことを内容とする契約の締結及び電子決済手段の管理を行うことを内容とする契約の締結を報告制度の対象に追加

する報告制度の骨子（案）、法制化スケジュール等について説明があった。

- (2) 6年3月、暗号資産等の報告制度の創設等に係る租税条約実施特例法が改正・公布され、6年6月、財務省主税局から、資金移動業者が行う資金移動サービスのうち、顧客が物品等の購入等を行う場合に、その代価の弁済のために使用することができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができ、かつ、当該財産的価値を発行する者に対し、その償還を請求することができるアカウント契約を締結する取引は特定取引（注）に該当し、当該資金移動業者に対し、当該顧客の氏名、住所及び生年月日（法人の場合、名称、本店所在地）、居住地図、居住地図において納税者番号がある場合には当該納税者番号を提出すること等を義務づける財務省令の骨子案が提供されたことから、会員に対し質問・意見の募集を行い、会員から質問が寄せられたことから財務省に提出し、同月、財務省から回答があったことから会員に還元した。

（注）特定取引の範囲から除外されるためには、3つの要件（①アカウントの残高の合計額が上限額（100万円相当額）以下である旨が定められていること、②上限額を超えるアカウント残高を保有することができない技術的措置が講じられていること、③資金移動業者が顧客との間でアカウント契約を締結する際に犯収法等に基づく本人確認が行うこと）を充足することが必要。

16. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の改正について

6年3月、金融庁から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において事業者による合理的配慮の提供を義務づけること等を内容とした改正が行われるとともに障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針が閣議決定されたことを踏まえ、同庁において改正法や基本方針の趣旨に鑑み、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」について、合理的配慮の義務化や合理的な配慮の提供のための建設的な対話の考え方等を追記する改正が行われた。この改正内容も踏まえ、障害者に対して適切に対応することができるよう、改正後の対応指針について周知徹底の依頼があったことから会員に対しその旨周知を行った。

17. 消費者被害の発生又は拡大防止に資する情報提供について

消費者庁から金融庁に対し消費者安全法第38条第2項の規定に基づき、①5年7月、「一度に体質を改善し、追加費用は不要」などとダイエット希望者を勧誘し、痩身効果をうたうお茶等を次々販売する事業者が生じさせていた消費者事故等について、②5年9月、ウェブサイト上では低額な料金を表示しているが、実際には高額な料金を請求するトイレの詰まり修理業者が生じさせていた消費者事故等について、③6年3月、遠隔操作アプリを用いて、消費者金融業者から高額な借入れをさせる副業サポート事業者が生じさせていた消費者事故等について、情報提供があったことを受けて、金融庁から、消費者被害拡大防止等のために、当該消費者被害を生じさせた事業者の代表者が行う送金（特に多額の海外送金や特定法人への多額の送金）等の依頼についてその必要性、用途及び業務との関連性等を慎重に確認の上、当該送金に不審な点がみられる場合には送金に応じないなど、必要に応じて適切な対応を検討するよう周知依

頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。

また、6年6月、消費者庁から、協会に対し、消費者の携帯電話等に大手通信関連会社の名称をかたり、自動音声や国際電話番号等を用いて架空の利用料金請求を行う事業者が生じさせていた消費者事故等（「本件は当該事業者が消費者に対し、架空の利用料金の支払方法として、コンビニエンスストアにおいてプリペイド型電子マネーを購入させて支払わせていた事例」）について、消費者に注意喚起を行ったとして情報提供があったことを受けて、会員に対し、消費者被害の拡大防止のため、会員に対し、業務の参考に活用するよう情報提供を行った。

18. 諸外国の金融規制上の問題に関する要望事項

5年8月、金融庁から、同庁の経済連携協定交渉等の国際業務における今後の方針検討の参考とするため、資金決済業者を含む金融業界に対し、各国において本邦金融機関等が直面している金融規制に関する問題についての意見・要望について、協会を通じ会員に対し調査依頼があったことを受け、会員に対し金融庁が作成した「諸外国の金融規制に係る要望事項（新規・既存要望、取下げ要望）に関する調査表」を送付し、要望等がある場合には、会員に対し調査表を提出するよう依頼した。なお、会員から要望等の提出はなかった。

19. 関係省庁からの要請や提供された情報の会員への周知

金融庁や財務省等関係省庁から周知依頼があった「外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について」、「テロリスト又はタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等及び資産凍結等経済制裁対象者に対する資産凍結等の措置の実施について」、「大量破壊兵器関連計画等関係者等と関連する取引に関する各種法令の遵守について」、「F A T F 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」、「北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者に対する資産凍結等の措置の対象者の追加について」、「インボイス制度に関する周知等について」、「ステレスマーケティングの規制について」、「サーマルカメラを使用する場合の個人情報保護法上の留意点について」及び「年収の壁・支援強化パッケージ」等について、会員に対しその旨周知を行った。

IV 会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況に係る調査

5年度の会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況に係る調査については、5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類感染症に変更され、基本的対処方針が廃止されたことも踏まえ、5年7月、前払式支払手段発行者8社程度及び資金移動業者2社程度合計10社程度を計画し、会員と十分な事前の協議・調整を行いつつ、会員の本社等を往訪し会員調査を行うことを基本としたところである。5年度は会員との間で日程及び調査方法等について十分な協議・調整を行ったうえで、前払式支払手段発行者8社及び資金移動業者2社合計10社に対し会員調査を実施した。

V 資金決済業に関連する相談、苦情及び紛争への対応

1. 資金移動業に関連する苦情及び紛争解決措置に係る対応

会員の金融ADR措置のうち、資金移動業関連苦情については、協会における苦情処理措置、資金移動業関連紛争については、平成22年9月15日付で協会と東京三弁護士会（以下「弁護士会」という。）との間で締結した会員の紛争解決措置として「弁護士会のあっせん・仲裁センターを利用する旨の協定」により同センターを利用し公正かつ迅速に解決することとしている。なお、5年度は紛争解決措置としての「あっせん・仲裁センター」に対する申立が5件あった。

2. お客様相談室

平成22年9月30日に「お客様相談室」を設置した。お客様相談室専用電話回線を設け協会ホームページに利用案内を掲載するとともに、金融ADR措置について、協会における苦情処理措置及び弁護士会の紛争解決措置を利用する会員（資金移動業者）について、協定を締結するとともに利用者への周知に資するため、協会ホームページの利用案内に同会員の「お客様相談窓口（事業者名、電話番号、メール等）」を掲載（6年6月30日現在の協会HPへの掲載先数63社 協定締結先数72社）しているほか、金融ADR制度の概要の紹介や東京三弁護士会の連絡先を案内している。

なお、5年度のお客様相談室扱いは344件、うち苦情は119件となっている。

3. 資金決済業に関連する照会・相談、苦情等への対応及びその集約整理、会員への還元

5年度の相談・苦情・紛争の受付状況は以下のとおりであり、相談、苦情等に対し適切に対応した。また、平成24年6月に構築した相談・苦情分析システムにより、相談・苦情の内容等について分析・とりまとめを行い、4年度の分析結果は5年8月に、5年度上期の分析結果は6年1月に会員に対しフィードバックした。

区分	受付件数				うちお客様相談室扱い		
		前払式 支払手段	資金移動	その他	前払式 支払手段	資金移動	その他
相談	1,814	1,314	369	131	115	51	59
苦情	140	50	90	-	38	81	
紛争	5	-	5	-	-		
計	1,959	1,364	464	131	153	132	59

4. 金融トラブル連絡調整協議会

6年1月に第65回金融トラブル連絡調整協議会が開催され、5年度上半期の苦情処理・紛争解決手続の実施状況及び各指定紛争解決機関の業務実施状況、業界団体における相談・苦情・紛争の件数・金融商品別内訳、金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について報告が行われ、その後意見交換等が行われた。6年6月に第66回金融トラブル連絡調

整協議会が開催され、5年度の各指定紛争解決機関の業務実施状況、金融ADR制度の認知度向上に資する取組及び金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について報告が行われ、その後意見交換等が行われた。

(注) 金融トラブル連絡調整協議会(事務局：金融庁)は、金融審議会答申等を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争解決制度の改善につなげることを目的として設置され、平成12年9月から消費者行政機関、消費者団体、各種自主規制機関・業界団体、弁護士会等の参加により開催されている。

VI 前払式支払手段に係る情報提供事項の周知

1. 資金決済法第13条第2項の規定に基づき、協会は、会員が発行する前払式支払手段の苦情相談窓口等の情報提供事項について会員の委託を受け協会のホームページにおいて代替周知を行っている。5年度も会員からの委託を受けて、上記情報提供事項について協会のホームページで利用者への周知を行った。

周知受託会員 95社 294前払式支払手段

2. 前払式支払手段発行者は、3年5月に施行された改正資金決済法第13条第3項及び前払式支払手段に関する内閣府令第23条の2第1項において、前払式支払手段に係る利用者資金の保全に関する事項及び不正取引(無権限取引)が行われたことにより発生した損失の補償方針等について、利用者へ情報提供することが義務づけられた。協会は、同内閣府令第23条の2第3項の規定に基づき会員の委託を受けて、当該情報提供事項について協会のホームページで代替周知を行っている。5年度も会員からの委託を受けて、上記情報提供事項について協会のホームページで利用者への周知を行った。

利用者保護措置に係る周知受託会員 90社

VII 資金決済業に関する調査・研究

1. 第25回発行业態実態調査統計

第三者型発行者及び自家型発行者2,037者を対象に4年度の前払式支払手段の発行状況等の実態について調査を実施し、「第25回発行业態実態調査統計(令和4年度版)」としてとりまとめて、11月16日に協会ホームページに掲載・公表した。同調査統計においては、新たな調査項目として、①電子移転可能型前払式支払手段の発行状況等、②不適切利用を防止するための体制の整備状況等を追加したほか、③発行額・回収額・未使用残高・サーバ型発行者数の推移等の業種別区分に「金融業(発行専門会社以外)」を新たに追加するなどの見直しを行い、これらの調査結果についても記載した。

2. 第8回前払式支払手段の利用実態調査

5年10月、前払式支払手段を中心に、消費者の支払手段の利用実態及び前払式支払手段に関する内容の市場浸透度等を把握するため、全国の18歳から69歳までの2,000サンプル(本調査)(事前調査は10,297サンプル)を対象に8回目の調査(便利だと思ふ本人

確認方法、サーバ型前払式支払手段における利用規約等による譲渡禁止の認知状況及び正規販売店以外での譲渡・譲受の有無等を新たな調査項目とするなど一部内容を見直し)を実施し、調査結果のとりまとめを行い、6年1月に「前払式支払手段の利用実態調査2024年結果報告書」として協会ホームページに掲載・公表した。

VIII 資金決済業に関する広報・啓発活動

1. 金融庁・財務局と連携した資金決済法等に関する共催説明会の実施及び協会事業活動の広報

5年5月8日に新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が廃止され、経済活動の正常化が一段と進展していることも踏まえ、金融庁の協力の下、財務局との共催説明会を再開することとした。6年4月に北海道財務局、6月に東北財務局との間でリアルとオンラインを併用した資金決済法等に関する共催説明会を開催し、財務局から前払式支払手段発行者に係る登録・届出・報告の諸手続、払戻手続及び改正資金決済法等について説明があり、協会から前払式支払手段の発行状況及び利用状況の調査結果や協会の事業活動について説明を行った。(北海道財務局において発行者49社、東北財務局において発行者90社が出席。なお、北陸財務局との共催説明会は、令和6年能登半島地震により延期)。

(参考)

平成24年度から、金融庁の協力の下、全国の財務局と連携し、前払式支払手段発行者向けに資金決済法の法令・事務ガイドライン等に関する説明会を開催するとともに、あわせて協会事業活動の広報を行ってきたところである(令和元年から開催した4巡目の共催説明会は、令和2年の新型コロナ感染症の拡大により、開催を予定していた北陸、北海道、東北の3局との共催説明会は延期)。

2. 地下銀行・地下送金に関する会議及び地下送金への注意喚起

令和5年3月、外国人労働者の母国送金を取り扱っている資金移動業者において、令和2年の新型コロナ感染症の感染拡大による技能実習生等の失業を契機に、在留外国人による地下銀行(登録を受けずに資金移動業を行うことや免許を持たずに銀行業を行うこと)による送金が急増しているとの認識の下、資金移動業者5社が集まり、「地下銀行・地下送金に関する会議」を開催し、協会、金融庁等も出席し、地下送金に関する情報交換・情報共有等を行い、同年5月にはメンバーを拡大(11社が参加)し、引き続き地下送金等に関する情報共有・意見交換、地下送金の抑制策等について検討を行ってきたところである。6年3月、同会議を開催(10社が参加)し、協会、金融庁、出入国在留管理庁等も出席し、地下送金の動向の情報交換・情報共有、地下銀行をめぐる犯罪動向、出入国管理制度等について説明があり、意見交換が行われた。また、地下送金を抑制するための対策の一つとして、地下送金撲滅ポスター案の提案があり意見交換が行われた。当該ポスターに関するメンバーの意見を踏まえ、見直しが行われ、「地下銀行は違法であり危険でかつ犯罪であること、適切な方法により送金することが自己及び家族を守ることを記載したポスターについて、メンバー全員の合意を得たことから、地下送金撲滅ポスターとして決定された。同会議のメンバーから、当該ポスターを自社の営業所窓口やホームページに掲載し注意喚起を行うほか、外国人向けのイベントでの啓蒙活動に活用し、

地下銀行を利用することがないよう広報・啓発を行うにあたり、協会の名義に加え、金融庁の名義も使用させてほしいとの要望があった。地下送金を防止するためには官民一体として取り組むことが重要と考えられることから、協会から、6年6月、金融庁に対し、当該ポスターについて金融庁の後援（協賛等）の名義使用の承認申請を行い、同月に承認を受けたことから、6年7月2日に当該ポスターを協会ホームページに掲載する予定である（資金移動業者も当該ポスターを活用し注意喚起を行う予定）。

3. 消費者団体等への研修会等への講師派遣

5年8月、北海道消費者協会が主催する「令和5年度消費生活リーダー養成講座（第60期）」において協会職員が講師を務め、前払式支払手段と資金移動業の規制の概要、実際の苦情相談事例、プリカ詐欺や不正取引事例等についてオンラインで説明を行った（消費生活相談員・一般消費者計11名参加）。5年9月、岩手県立県民生活センターが主催する「令和5年消費生活相談員スキルアップセミナー」において協会職員が講師を務め、前払式支払手段の規制概要及び不正取引事例等についてオンラインで説明を行った（消費生活相談員が27名参加）。6年6月、岩手県立県民生活センターが主催する「令和6年度消費生活相談員スキルアップセミナー」に協会職員が講師を務め、資金決済法や前払式支払手段の規制概要や前払式支払手段に関する苦情・相談やトラブルの事例及び対処方法についてオンラインで説明を行った（消費生活相談員28名参加）。

4. 前払式支払手段に係る払戻し及び資金移動業の廃止に関する情報の利用者への広報・周知

前払式支払手段の払戻し及び還付に関する情報を利用者へ周知するため、協会ホームページのトップページ「前払式支払手段についてのお知らせ」において、会員発行者の払戻しに関する情報のほか、会員以外の払戻しに関する情報を掲載した（5年度掲載件数、会員24件 会員以外の発行者188件 合計212件）。また、資金移動業の廃止に伴う利用者資金等の返金等に関する情報を協会のホームページのトップページ「資金移動業についてのお知らせ」に掲載した（5年度掲載件数 会員2件）。

5. 協会ホームページの会員紹介コーナーへの追加掲載

会員からの要望を受けて、協会ホームページの消費者向けコーナーに会員紹介コーナーを設け、「会員の発行する前払式支払手段」及び「会員が行う資金移動サービス」を、事業者向けコーナーに「前払式支払手段の製造等に関わる協会会員一覧」、「発行保証金の保全契約、信託契約について相談できる協会会員一覧」及び「履行保証金の保全契約、信託契約について相談できる協会会員一覧」を掲載し、消費者・事業者向けに会員に関する情報を提供しているところである。

5年9月、会員に対し会員紹介コーナーの追加・変更等の要望について募集を行い、要望があった事項に係る会員に関する情報について同コーナーに掲載した。（5年度の新規・変更・削除は9社18件、掲載会員数合計114社）

6. 「協会ニュース」の発行

第40回（通巻83号・5年9月）

理事会（第162回、第163回）を開催、総務委員会（第53回～第55回）、政策委員会（第41回）、自主規制委員会（第19回、第20回）を開催、自主規制規則・協会ガイドライン及び社内規程モデルの一部改正・周知、セミナー（第64回、第65回）を開催、マネロン等対策に関する勉強会（第3回～第8回）を開催、マネロン・テロ資金供与対策に係る経営層向け説明会を開催、前払式支払手段の実務担当者向け研修会（第30回）を開催、資金移動業者の実務担当者向け研修会（第8回）を開催、三重県消費生活センター「令和4年度第10回消費生活相談員等勉強会」への講師派遣、相談・苦情等の受付状況 ほか

第41回（通巻84号・6年1月）

第29回定時社員総会、懇談会での会長挨拶、金融庁挨拶、理事会（第164回、第165回）を開催、金融庁との意見交換会を開催、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ガイドラインで対応が求められる事項に関するコンメンタールの作成・還元、マネロン規程の整備に係る質問を受ける会合の開催、前払式支配支払手段の実務担当者向け研修会の開催、北海道消費者協会及び岩手県立県民生活センターでの消費生活相談員向け研修会への講師派遣、資金決済関係法令集を改訂、前払式支払手段の発行のしおりの発行、資金決済に関する法律Q&A（前払式支払手段編）（第4版）を掲載、第25回前払式支払手段発行事業実態調査統計を公表ほか

7. 「決済協速報」の配信

資金決済業に係る制度改正、政府令・ガイドライン改正に係るパブリックコメントに伴う会員への意見募集の実施、パブコメ結果等に関する情報提供、資金決済業に係る審議会・研究会等の諸会議に関する情報、金融庁等関係省庁からの各種要請・注意喚起等に関する情報提供等のほか、基準日報告書・未達債務の額等に関する報告など行政への届出・報告に関する情報提供、協会事業のお知らせなどを中心に記載し、5年度は73回、会員にメール配信した。

IX セミナー・研修等の実施

1. セミナー等の実施

(1) 第66回セミナー（5年12月18日）（オンラインで開催）

マイナンバーカードの民間利用に関して

（主な講演内容）

- ・デジタル社会の実現に向けた重点計画及び安全・便利なオンライン取引構想について
- ・公的個人認証サービス（JPKI）について
- ・犯罪収益移転防止法におけるJPKI義務化について
- ・基本4情報提供サービスについて
- ・マイナポータルAPIについて

講師 KPMGコンサルティング株式会社 城本 翔太 氏

質疑応答はデジタル庁の職員が対応

参加者 会員 82社293名

(2) 第67回セミナー（6年4月11日）（オンラインで開催）

重要インフラにおけるサイバーセキュリティ対策

（主な講演内容）

- ・重要インフラ防護のための政府の取組
- ・最近のインシデントから得られた教訓について

講師 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター重要インフラグループ

参事官補佐 米山 雄一郎 氏

参事官補佐 原野 浩 氏

参加者 84社 256名

(3) 第68回セミナー（6年5月21日）（オンラインで開催）

相続と電子マネー

（主な講演内容）

- ・相続財産としての電子マネー（前払式支払手段及び資金移動マネー）
- ・相続による承継を認める場合における実務上の対応

講師 片岡総合法律事務所

弁護士 井口 大輔 氏

弁護士 時岡 直輝 氏

参加者 92社 262名

（注）本セミナーは、会員と連携し、6年度の会員による勉強会のテーマとして電子マネーの相続手続を選定し、相続手続の現状や実務上困っている点等について会員にアンケートを実施し、とりまとめた結果を片岡総合法律事務所に提供し、同事務所や会員と意見交換を行い、講演の具体的内容を決定したもの

2. 前払式支払手段発行者の実務担当者向け研修会の開催

5年10月（2日間）、6年5月に会員である前払式支払手段発行者の実務担当者を対象に協会職員によるオンラインによる研修会を開催し、多数の会員の参加の下、前払式支払手段の概要（定義、適用除外等の基本事項）、登録・届出の諸手続き、発行の実務として、情報提供、利用者保護措置、払戻手続、帳簿書類の作成・保存、報告書の提出、発行保証金の供託・取戻し等について詳しく説明した。

(1) 第31回「前払式支払手段実務担当者向け研修会」（5年10月25日、26日）

テーマ：前払式支払手段の概要（定義、媒体、適用除外、法令・ガイドライン・自主規制規則等、会員へ提供される参考資料等、令和4年改正法の概要）、前払式支払手段の実務（情報提供（利用者保護措置を含む）、協会の代替周知、電子移転可能型前払式支払手段、高額電子移転可能型前払式支払手段、委託先に対する指導、払戻しの原則禁止、払戻手続、帳簿の作成・保存、報告書の提出、供託・保全契

約等、発行保証金の取り戻し等

参加者 10月25日 64社 205名 10月26日 63社 197名

(2) 第32回「前払式支払手段実務担当者向け研修会」(6年5月14日)

テーマ：前払式支払手段の概要(定義、媒体、適用除外、法令・ガイドライン・自主規制規則等、会員へ提供される参考資料等、令和4年改正法の概要、払戻しの協会ウェブサイトへの掲載等)、前払式支払手段の実務(情報提供(利用者保護措置を含む)、協会の代替周知、電子移転可能型前払式支払手段、高額電子移転可能型前払式支払手段、委託先に対する指導、払戻しの原則禁止、払戻し手続、帳簿の作成・保存、報告書の提出、供託・保全契約等、発行保証金の取戻し等)

参加者 66社 267名

3. 資金移動業者の実務担当者向け研修会の開催

6年5月、会員である資金移動業者の実務担当者を対象にオンラインによる研修会を開催し、多数の会員の参加者の下、資金移動業の概要、資金移動業の実務として、登録手続、履行保証金の供託等・取戻し、利用者保護措置、金融ADR及びマネロン・テロ資金供与対策等について詳しく説明した。

(1) 第8回「資金移動業者実務担当者向け研修会」(6年5月9日)

テーマ：資金移動業の概要(種別)、登録申請等の諸手続、業務実施計画の認可、履行保証金の供託等・取戻し、情報の安全管理、利用者保護措置、金融ADR、帳簿書類の作成・保存、諸報告、廃止の届出、犯罪収益移転防止法・外為法ほか

参加者 70社 269名

X 組織運営の円滑化等

1. 理事会の開催

(1) 第164回(5年8月2日)

- ① 新規入会会員の承認の件
- ② 令和4年度事業報告等の承認の件
- ③ 令和4年度計算書類等の承認の件
- ④ 定款の一部変更の件
- ⑤ 社員総会の議事運営に関する規則の一部改正の件
- ⑥ 協会規程の一部改正の件
- ⑦ 第29回定時社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定の件
- ⑧ 総務委員会、政策委員会及び自主規制委員会の委員選任の件
- ⑨ 審査委員会の委員選任の件
- ⑩ 第29回定時社員総会のライブ配信の実施の件
- ⑪ 相談・苦情等の受付状況について
- ⑫ 資金移動サービスにおける不正取引の発生状況等のとりまとめ結果について
- ⑬ 会員の異動状況について

(2) 第165回（5年9月7日）

- ① 新規入会会員の承認の件
- ② 副会長の選定の件
- ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規程等（参考例）の策定の件
- ④ 会員の異動状況について

(3) 第166回（6年1月11日）

- ① 新規入会会員の承認の件
- ② 政策委員会の委員選任の件
- ③ 会長及び業務執行理事の職務遂行状況報告について
- ④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する基本規程等（参考例）の策定・提供について
- ⑤ 相談・苦情等の受付状況について
- ⑥ 会員の異動状況について

(4) 第167回（6年3月27日）

- ① 新規入会会員の承認の件
- ② 総務委員会及び政策委員会の委員選任の件
- ③ 審査委員会の委員選任の件
- ④ 審査委員会の委員長選任の件
- ⑤ 会員の異動状況について

(5) 第168回（6年6月25日）

- ① 新規入会会員の承認の件
- ② 令和6年度事業計画書（案）及び令和6年度収支予算書（案）の承認の件
- ③ 総務委員会、政策委員会及び自主規制委員会の委員選任の件
- ④ 顧問の選任の件
- ⑤ 協会規程の一部改正の件
- ⑥ 会長及び業務執行理事の職務執行状況報告について
- ⑦ 第7回送金サービスに関する調査の実施について
- ⑧ 地下送金撲滅ポスターの協会ホームページへの掲載について
- ⑨ 会員の異動状況について

2. 社員総会の開催

(1) 第29回定時社員総会（5年9月7日）

- ① 令和4年度事業報告の報告の件
- ② 令和4年度計算書類の承認の件
- ③ 令和5年度事業計画書及び令和5年度収支予算書の報告の件
- ④ 定款の一部変更の承認の件
- ⑤ 社員総会の議事運営に関する規則の一部改正の承認の件
- ⑥ 理事6名選任の件

⑦ 監事1名選任の件

3. 総務委員会の開催

- (1) 第55回（5年7月20日）
 - ① 令和4年度事業報告（案）及び計算書類（案）について
 - ② 定款の一部変更について
 - ③ 令和4年度の相談・苦情等の受付状況について
 - ④ 会員の異動状況について
- (2) 第56回（5年12月7日）
 - ① 令和5年度（11月30日迄）事業進捗状況について
 - ② 令和5年度（11月20日迄）の相談・苦情等の受付状況について
 - ③ 会員の異動状況について
- (3) 第57回（6年3月7日）
 - ① 令和5年度（2月29日迄）事業進捗状況について
 - ② 令和6年度事業計画（たたき台）について
 - ③ 令和5年度（2月22日迄）の相談・苦情等の受付状況について
 - ④ 会員の異動状況について
- (4) 第58回（6年6月4日）
 - ① 令和5年度（5月28日迄）事業進捗状況について
 - ② 令和6年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）について
 - ③ 令和5年度（5月17日まで）の相談・苦情等の受付状況について
 - ④ 会員の異動状況について

4. 政策委員会の開催

- (1) 第42回（6年6月14日）
 - ① 委員長選任について
 - ② 地下送金撲滅ポスターの作成について
 - ③ 令和6年度送金サービスに関する調査の実施について
 - ④ 令和6年度広報・啓発活動、セミナー・研修会等の年間計画について

5. 懇談会及び新年集いの会の開催

5年9月7日にホテルグランドヒル市ヶ谷において、4年ぶりに定時社員総会後の懇談会を開催した。懇談会では、金融庁からの来賓をはじめ、関係団体、会員等が出席し、福原会長の挨拶に続き、清水フィンテック参事官の挨拶があり、安藤副会長の乾杯の発声の後、懇談が行われた（出席者110名）。

6年1月11日にホテルグランドヒル市ヶ谷において、令和6年新年集いの会を開催した。新年集いの会では、金融庁からの来賓をはじめ、関係団体、会員等が出席し、福原会長の挨拶に続き、神田内閣府大臣政務官の挨拶があり、懇談が行われた（出席者200名）。

XI 協会の組織体制の強化等

政府においてデジタル社会の実現に向けて様々な施策が実施されている中、協会においても協会業務の更なるデジタル化を進め、会員や協会役員等の一層の負担軽減・利便性向上、業務の効率化等につなげていくため、社員総会、理事会の議事録について、現行の書面の作成及び記名押印に加え、これらに代えて電磁的記録による作成及び立会人型サービスによる電子署名等により行うことを可能とするため、5年8月の理事会及び9月の定時社員総会において定款の変更、社員総会の議事運営に関する規則及び関係諸規則の一部改正を行った。5年11月、所要の手続を経て、立会人型電子署名サービスを提供する事業者を選定・導入し、理事会議事録について電磁的記録による作成及び電子署名を開始した。

XII 会員及び役員の状況

1. 会員の状況

令和6年6月30日現在の会員の状況は、第一種会員が263社、第二種会員が89社、合計352社である。

2. 会員の異動

(1) 入会

当期中に以下のとおり20社の入会があった。

(内訳)

第一種会員 2社

	会社名	入会日
1	株式会社東日本エネルギー	令和5年 9月 7日
2	株式会社コロワイド	令和6年 3月 27日

第二種会員 18社

	会社名	入会日
1	全日空商事株式会社	令和5年 8月 2日
2	株式会社ギフトパッド	令和5年 8月 2日
3	株式会社クレアンスメアード	令和5年 8月 2日
4	互助会保証株式会社	令和5年 9月 7日
5	M-DAQ Japan株式会社	令和5年 9月 7日
6	Ria Financial Services Japan株式会社	令和5年 9月 7日
7	サイファ・コア株式会社	令和5年 9月 7日
8	株式会社サキュラス	令和5年 9月 7日
9	NEC Money Transfer Japan株式会社	令和5年 9月 7日
10	株式会社カネスエ	令和6年 1月 11日
11	株式会社NAYUTA	令和6年 1月 11日

12	ヒューマンアカデミー株式会社	令和6年 1月11日
13	株式会社アプリックス	令和6年 1月11日
14	株式会社SpaciaNet Japan	令和6年 1月11日
15	株式会社アイキタス	令和6年 3月27日
16	株式会社肥後銀行	令和6年 3月27日
17	株式会社モイン	令和6年 3月27日
18	株式会社ネットスターズ	令和6年 6月25日

(2) 退会

当期中に以下のとおり22社の退会があった。

(内訳)

第一種会員 11社

	会社名	退会日
1	株式会社西友	令和5年 8月31日
2	日本マイクロソフト株式会社	令和5年10月31日
3	株式会社フレッシュネス	令和5年12月31日
4	株式会社マネーパートナーズ	令和5年12月31日
5	SMB Cファイナンスサービス株式会社	令和6年 3月31日
6	株式会社セブン・グローバルレミット	令和6年 4月 2日
7	株式会社万代	令和6年 6月25日
8	Unimoni株式会社	令和6年 6月28日
9	Kipp Financial Technologies株式会社	令和6年 6月30日
10	肥銀カード株式会社	令和6年 6月30日
11	ブロックブック株式会社	令和6年 6月30日

第二種会員 11社

	会社名	退会日
1	株式会社ikura	令和5年 7月13日
2	株式会社bitFlyer	令和5年 8月14日
3	株式会社クレアンスメアード	令和5年 8月31日
4	農林中央金庫	令和5年 9月29日
5	株式会社レントラックス	令和5年11月 8日
6	Alchemy Financial Service株式会社	令和5年12月31日
7	共同印刷株式会社	令和6年 4月30日
8	Hash Dash株式会社	令和6年 5月31日
9	日本電気株式会社	令和6年 5月31日
10	TYソリューションズ株式会社	令和6年 6月28日
11	日本カード株式会社	令和6年 6月30日

(3) 種別変更

当期中に以下のとおり第二種会員から第一種会員に変更した会員が5社あった。

	会社名	変更日
1	株式会社プロトコーポレーション	令和5年 5月26日
2	ICペイメントジャパン株式会社	令和5年 8月 8日
3	株式会社エンペイ	令和5年 8月17日
4	株式会社肥後銀行	令和6年 5月23日
5	TOPPANデジタル株式会社	令和6年 6月 7日

(4) 会社分割

当期中に第二種会員において会社分割が行われた会社が1社あった。

	会社名	分割された会社名	分割年月日
1	凸版印刷株式会社	TOPPANデジタル株式会社	令和5年10月 1日

(5) 商号変更

当期中に以下のとおり商号が変更された会員6社あった。

	新商号	旧商号	変更日
1	株式会社SU-PAY	株式会社トライアルフィナンシャルサービス	令和5年 7月20日
2	Remitly Japan株式会社	株式会社JPY	令和5年 8月14日
3	UCC Capital株式会社	ユーシーシーホールディングス株式会社	令和5年12月22日
4	たまご&カンパニー株式会社	イセ食品株式会社	令和6年 2月 1日
5	Shift4Japan株式会社	Credorax Japan株式会社	令和6年 4月11日
6	CCCライフパートナーズ株式会社	株式会社Tマネー	令和6年 4月22日

(6) 会員名簿

令和6年6月30日現在の会員名簿は別添1のとおりである。

3. 役員の状況

令和6年6月30日現在の役員の状況は、理事18名、監事2名であり、役員名簿は別添2のとおりである。